

この現場で働く皆さまへ

この工事には、
世田谷区公契約条例による
1人あたり

最低額

が定められています!



ご自身の賃金が下限額を 下回っていないかご確認下さい!!



※世田谷区公契約条例では賃金の下限（最低）とすべき額を定めており、「労働報酬下限額」と呼んでいます。

労働報酬下限額一覧 (1日あたり(8時間)に換算した金額) [労働報酬下限額: 令和2年3月告示]

号	職種	下限額	号	職種	下限額	号	職種	下限額
1	特殊作業員	20,912円	18	さく岩工	25,416円	33	型わく工	22,104円
2	普通作業員	18,280円	19	トンネル特殊工	24,992円	34	大工	21,760円
3	軽作業員	13,096円	20	トンネル作業員	20,656円	35	左官	23,552円
4	造園工	18,024円	21	トンネル世話役	28,560円	36	配管工	19,472円
5	法面工	23,040円	22	橋りょう特殊工	25,504円	37	はつり工	21,336円
6	とび工	23,208円	23	橋りょう塗装工	26,520円	38	防水工	25,416円
7	石工	23,208円	24	橋りょう世話役	29,240円	39	板金工	23,720円
8	ブロック工	21,512円	25	土木一般世話役	21,000円	41	サッシ工	21,760円
9	電工	21,680円	26	高級船員	24,824円	43	内装工	23,552円
10	鉄筋工	23,464円	27	普通船員	19,640円	44	ガラス工	21,168円
11	鉄骨工	21,848円	28	潜水士	34,856円	46	ダクト工	18,960円
12	塗装工	24,056円	29	潜水連絡員	24,056円	47	保温工	19,296円
13	溶接工	25,672円	30	潜水送気員	23,888円	49	設備機械工	19,552円
14	運転手(特殊)	20,576円	31	山林砂防工	22,872円	50	交通誘導員A	13,176円
15	運転手(一般)	17,088円	32	軌道工	38,424円	51	交通誘導員B	11,480円
16	潜かん工	25,504円	第1号から第51号までに該当の労働者であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者(その他未熟練労働者等)					10,784円
17	潜かん世話役	30,176円						
上記以外の職種								9,040円

※表の太字部分は熟練労働者対象(熟練労働者・その他未熟練労働者等の判断は事業者と労働者との合意によります。)

※労働報酬下限額は、国土交通省が示す公共工事設計労務単価を基に設定しています。

※「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」及び「建築ブロック工」については、国土交通省より東京都における公共工事設計労務単価が示されなかったため、記載しておりませんが、過去の公共工事設計労務単価を基に算出した参考値をご案内いたしますので、下記担当にお問い合わせください。

○世田谷区公契約条例とは?

世田谷区と事業者が結ぶ契約(公契約)に関する基本方針を定めたもので、適正な入札手続を実施し、労働者の適正な労働条件の確保、事業者の経営環境の改善等を通じて、区民福祉の向上を図ることを目的とした条例です。

○現場の労働条件を確認するには?

世田谷区ではチェックシートにより、労働条件を確認しています。このチェックシートは事業者・労働者をはじめどなたでも区の契約担当窓口で閲覧できます。(閲覧場所: 世田谷区役所第一庁舎2階20番経理課)

世田谷区公契約条例や労働報酬下限額
などの最新情報はホームページで!



世田谷区財務部経理課公契約担当
世田谷区役所第一庁舎2F ②番窓口
TEL 03-5432-2965
FAX 03-5432-3046